

第5回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 日 時 令和2年3月31日（火） 10:00～

2 場 所 県庁本庁舎2階 第2応接室

3 議 題

(1) 政府の基本的対処方針について（危機管理部）

(2) 高知県感染症対策協議会の提言等について（健康政策部）

(3) 新型コロナウイルス感染症対策等について（総務部）

(4) 各部の対応について（関係部のみ）

(5) 知事からの指示事項（知事）

(6) 県民の皆様へのメッセージ（知事）

事務連絡
令和2年3月28日

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本的対処方針の決定について

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条第1項に規定する基本的対処方針（別添）が決定されましたのでお知らせします。

各都道府県におかれては、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 比護・宮内・石橋

直通 03 (6257) 3086

FAX 03 (3501) 3973

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

satoshi.higo.i3i@cas.go.jp

fumi.miyauchi.c5b@cas.go.jp

megumi.ishibashi.k5i@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内においては、すでに感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大が見られ、今後、地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にある。さらに、世界的に患者数と死亡者数の急激な増加が見られ、国内で発見される輸入症例も増加している。

このような状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、高齢者等を始め、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

現時点では、国内では、未だ大規模なまん延が認められる地域があるわけではないが、積極的疫学調査等のまん延防止策により、各地域において感染経路の不明な患者やクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせる実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

このように、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、国や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、ここに法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）として、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要があるが、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和 2 年 1 月 15 日に最初の感染者が確認された後、3 月 26 日までに、合計 42 都道府県において合計 1,349 人の感染者、46 人の死亡者が確認されている。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第 8 回）において、クラスターの感染源が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しており、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大が見られ、今後、地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこ

かの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと評価されている。

一方で、海外の状況としては、令和2年3月27日現在、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に存在する状況となっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。また、こういった状況の中で、本年3月19日以降、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が連日10人を超えて確認されており、また、これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日—3月18日）から29%（3月19日—3月25日）へ増加している。さらに、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたが、現在では欧米を中心として多様化しており、輸入症例の増加及び多様化の両面の影響を今後受ける可能性がある。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告

されている。

- 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- 罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例も多いことが報告されている。
- 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。
- 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬としては、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきていることから、患者の観察研究等が進められている。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守

り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。

- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
 - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
 - ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、SNS等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。

- ③ 政府は、民間企業とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して独自のメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 地方公共団体は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の強化を図る。また、都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間検査会社等を活用する。
- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

- ④ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キットの開発を引き続き進める。

(3) まん延防止

- ① 都道府県は、まん延防止策として、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて、的確に打ち出す。
- ② 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。
- ③ 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の必要な対応を要請する。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有を行う。
- ④ 都道府県は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。
その上で、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。特に大都市圏では、人口数及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、十分な注意を払うこととする。
- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。

- ⑥ 厚生労働省は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。
- ⑧ 厚生労働省は、地方公共団体と協力して、医療施設や高齢者施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知を行う。
- ⑨ 文部科学省は、3月24日に策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」に関し、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、学校における感染防止や感染者が出た場合の対応、必要に応じ地域における臨時休業の在り方等に関し追加的な指針を策定する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑩ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ⑪ 政府は、職場等における感染の拡大を防止するため、労働者を使用する事業者に対し、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自

粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。

- ⑫ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ⑬ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ⑭ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

(4) 医療

- ① 厚生労働省は、地方公共機関や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
 - ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
 - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
 - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備

すること。

- また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。
- 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、外来を早急に受診できる体制を整備すること。
- さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
- こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。
- 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
- 医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。

- ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
 - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
 - ・ 地域でのオーバーシュートに備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
 - ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
 - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けられることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
 - ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
 - ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間に配慮すること。

(5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、

新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。

2) 物資・資材の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じて、マスクや消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保する。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法第26条第1項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。

4) 社会機能の維持

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ② 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ③ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ④ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) その他

- ① 今後の状況が、緊急事態宣言の要件に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上

で総合的に判断することとする。

- ② 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言するにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で行う。

高知県新型コロナウイルス感染症医療調整本部の概要

高知県健康政策部

1. 趣旨

高知県における新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えた場合の入院に係る患者受入れ調整を行うための枠組み。

2. 役割

高知県感染症対策協議会で決定された総合的な対策方針に沿って、円滑に入院患者や重症者の入院治療を行うため、次に掲げる業務を行う。

※入院患者・・・持続的な酸素投与が必要な肺炎を有する患者又は入院治療が必要な合併症を有する患者

※重症者・・・集中治療室等での管理又は人工呼吸器管理が必要な患者

- (1) 県内で入院治療が必要な患者（入院患者）や重症者として治療が必要な患者（重症者）が多数発生した場合に、これらの患者を受け入れる県内医療機関を調整する。
- (2) 県内で入院患者や重症者が多数発生するなどし、県内医療機関で受入れが困難となった場合、広域調整本部（仮称）を通じて県外の受け入れ先医療機関を調整する。
- (3) 県外で入院患者や重症者が多数発生し、広域調整が必要となった場合、広域調整本部（仮称）に参画し、これらの患者を受け入れる県内医療機関を調整する。
- (4) 患者搬送手段を調整する。

3. メンバー等

役職等	役割	備考
本部長 (健康政策部長)	責任者	
副本部長兼対策統括責任者 (健康政策部副部長)	具体的な対策の指揮 本部長に事故があった場合に、本部長に代わる。	
事務局 (健康長寿政策課 医療政策課 医事薬務課 健康対策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・入院協力医療機関等の確保 ・医療体制の整備状況、病床稼働状況、人工呼吸器やECMOの稼働状況等の把握 ・搬送車両所有機関（医療機関、消防、保健所等）との事前調整 ・その他、業務調整 	
参与 (県医師会長) (県感染症対策協議会長)	専門的観点からの助言	
患者搬送コーディネーター兼広域調整担当者 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の受入れ先医療機関及び搬送手段の調整 ・広域調整本部に参画し、県域を越えた患者の受入れ調整 	24時間対応するため複数名選定し、うち少なくとも1名は統括DMATが望ましいとされる。また、集中治療精通者が望ましいとされる。
医療コーディネーター (必要に応じて適任者に参加要請する)	患者の症状等に応じた助言	集中治療、呼吸器内科治療、救急医療、感染症医療の専門家、災害医療コーディネーター等。 必要に応じて参加要請。

令和2年3月30日

高知県における今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

高知県感染症対策協議会

高知県では2月29日から3月9日にかけて12名の患者が発生して以降、しばらくの間新たな患者は発生していませんでしたが、3月27日以降感染源が明らかでない患者が散発的に発生しています。

欧米諸国では爆発的な感染拡大（オーバーシュート）が発生していること、国内大都市圏を中心に感染源のわからない患者数が継続的に増加していること、新年度を迎えるにあたり他県との往来が増えること等を鑑みると、今後高知県においても患者が大幅に増加する可能性は高いといえます。具体的には、4月上旬～中旬における感染まん延防止の取組みや患者発生状況が、極めて重要であると考えられます。

県や医療機関、県民の皆様におかれましては、以下に示す感染まん延防止対策及び医療提供体制の一層の強化につとめていただきますよう提言いたします。

第1 感染まん延防止対策

県においては、県民に対して一人ひとりの行動変容を促す広報活動を十分に行うとともに、状況に応じて外出自粛等の要請を行うことを検討するよう求めます。

また、県民の皆さまにおかれましては、外出自粛等の措置が必要になることがないよう感染まん延防止対策を徹底してください。具体的には、手洗いや咳エチケット

トを励行するとともに、あらゆる生活場面において3つの密（喚気の悪い「密閉空間」、多くの人々が密集する「密集場所」、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる「密接場面」）を避けていただきますようお願いいたします。

第2 医療提供体制の強化

県においては、患者が大幅に増加した場合に備え、①新型コロナウイルス感染症の入院治療に特に重点的にとりくむ医療機関（重点医療機関）を選定するとともに、②こうした重点医療機関に他の医療機関が所有する医療機器を集約させたり、他の医療機関のスタッフが円滑に応援勤務できる枠組（医療機関同士の協定等）の構築に着手するよう要請いたします。

また、マスク等の個人防護具及び消毒用アルコール等を確保し、医療機関や介護福祉施設等に適切に配布すること、必要なPCR検査を行う体制を整備すること、軽症患者が自宅等において療養する場合の具体的な注意点等をあらかじめ県民に周知することを要請いたします。

感染症指定医療機関、公的・公立病院等（※ 高度医療、救急体制、透析医療、周産期医療、小児医療等の通常診療を担うものとしてあらかじめ本協議会でとりきめた医療機関を除く。）、入院協力医療機関等においては、①患者が入院する際の導線や手順および入院患者の感染防止対策等を確認するとともに、②患者が大幅に増加した場合に診療機能を維持するために新型コロナウイルス感染症以外の新規入院患者を段階的に縮小すること等の検討に着手するようお願いいたします。

全ての医療機関においては、従来どおり感染防御策（サージカルマスクの着用

等)を徹底するとともに、日々の診療において「発熱」「呼吸器症状」「海外渡航歴」「流行地域での滞在歴」等に関する問診や必要な検査をしっかりと行ったうえで、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、速やかに新型コロナウイルス健康相談センターや最寄りの保健所に連絡するようお願いいたします。

下線はVer.2 からの変更箇所

1 感染予防、感染拡大防止

分類	主な内容	部局名
実施中 又は 実施済	①新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（2/13～） → 特措法に基づく対策本部に移行（3/26～）	危機管理部
	②国の「クラスター対策班」の受け入れ	健康政策部
	③ウイルス検査体制の強化 → PCR装置1台（3/4～）、核酸自動精製装置2台（3/10～）を追加設置	
	④PCR検査の実施に要する検査試薬、個人防護具等の確保	
	⑤感染症指定医療機関における患者の受け入れ病床の拡充 → 11床→23床程度へ拡大（3/13）	
	⑥感染症指定医療機関以外における入院患者受入の拡充（ <u>5病院9床（3/17時点）</u> ）	
	⑦帰国者・接触者外来の拡充（ <u>4病院→17病院（3/24時点）</u> ）し、検査を実施	
	⑧ 感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来及びその他医療関係機関へのマスクの供給 → <u>約17.5万枚配布済み（今後の追加分は順次配布）</u>	
	⑨入院医療に係る費用を公費により負担（2/13～）	
	⑩ 帰国者・接触者外来の設備整備支援 → <u>簡易ベッド、個人防護服など</u>	
	⑪特別支援学校等の臨時休業に伴う障害児の受け皿の確保 → <u>放課後等デイサービス事業所の受入拡大・利用児増加にかかる費用を市町村等へ補助（23市町村等）、長期休暇支援事業の前倒し実施への支援（1町）</u>	

下線はVer.2 からの変更箇所

1 感染予防、感染拡大防止（続き）

分類	主な内容	部局名
実施中 又は 実施済	⑫在宅就労を推進するため、就労系障害福祉サービス事業者におけるテレワークのシステム導入経費等を支援	地域福祉部
	⑬社会福祉施設等へのマスク及び消毒液の供給（約49万枚）うち配布済約35万枚	
	⑭幼稚園で使用する保健衛生用品の購入経費への支援（7園） → 子ども用マスク、消毒液等（※保育園・幼保連携型認定こども園については国から直接支援）	教育委員会
	⑮放課後児童クラブ等の活用による児童生徒の居場所の確保の要請	
	⑯放課後子ども教室の臨時開設に伴う財政的支援（33校）（※放課後児童クラブについては国から直接支援（34校））	
	⑰クルーズ船寄港時における受入態勢の強化 → サーモグラフィー、ゴーグル、マスク、体温計の配備	土木部
	⑱クルーズ船寄港時における感染拡大防止策のさらなる充実 → アルコール消毒液準備	
	⑲県立施設の休館等 → 文化施設（3/6～22）、オーテピア（3/4～24）、 <u>のいち動物公園、牧野植物園の屋内施設の一部（3/1～）</u> など	各部局

下線はVer.2 からの変更箇所

2 情報発信、相談体制の整備

分類	主な内容	部局名
実施中 又は 実施済	①新型コロナウイルス健康相談センターの設置（2/4～）（ <u>相談件数 5,405件（3/29時点）</u> ）	健康政策部
	②新型コロナウイルス感染症ポータルサイト（県HP内の特設ページ）の開設	総務部
	③新型コロナウイルス感染症対策本部における電話相談ダイヤルの設置（3/3～）（ <u>相談件数 488件（3/29時点）</u> ）	危機管理部 総務部
	④感染者やご家族など関係者の心理的ケアを行う、「こころの相談対応窓口」を開設（3/10～）	地域福祉部
	⑤各商工会議所等における経営相談窓口の設置（1/29～）	商工労働部
	⑥中小企業の事業資金等に関する相談窓口の設置（2/27～）	
	⑦農林水産事業者の業況悪化に対応する融資制度の周知	農業振興部 林業振興・環境部 水産振興部
	⑧感染児童の在籍校へのスクールカウンセラーの集中派遣	教育委員会
	⑨高知県警察新型コロナウイルス対策本部の設置（3/2～） → 混乱に乗じた犯罪の予防及び取り締まり	警察本部

下線はVer.2 からの変更箇所

u003cbr>

3 経済影響対策

分類	主な内容	部局名
実施中 又は 実施済	①自立相談支援機関等における生活困窮者への相談支援	地域福祉部
	② <u>休業により収入が減少する方などへの支援</u> → <u>生活福祉資金貸付の特例貸付（貸付実施 88件、1,380万円）</u> 、母子父子寡婦福祉資金の貸付	
	③ <u>県の制度融資による支援</u> → <u>経済変動対策融資、安心実現のための高知県緊急融資(令和元年度実行分100億円以上の融資枠を確保)(2/27～)</u> → <u>新型コロナウイルス感染症対策融資制度(3/13～)及び新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度(3/24～)の創設</u> → <u>既存融資制度の要件緩和等(3/13～)</u>	商工労働部
	④保証付き融資の保証対象企業の拡大等(3/6、13) → 旅行業に加え、宿泊業、飲食業等40業種を対象に追加 → 3/13から316業種を追加（全508業種）	商工労働部
	⑤国の資金繰り対策（第2弾） → 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」「特別利子補給制度」の創設、マル経融資の金利引き下げ、危機関連保証(100%保証)の初発動 等	
	⑥国によるサプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓等への支援	
	⑦国による雇用調整助成金の特例措置の追加実施 → 休業時の雇用維持に対する助成	
検討中 又は 実施予定	①公共交通事業者への支援	中山間振興・交通部
施策 据え た見 束を 態収 事 態 見 取	①観光需要の早期回復に向けた緊急対策事業の検討	観光振興部
	②県産品の国内外向けのプロモーションの充実の検討	各部局

4 行政手続きや公共調達等の臨時的措置

下線はVer.2 からの変更箇所

分類	主な内容	部局名
実施中 又は 実施済	①個人事業税の申告期限の延長（3/16→4/16）	総務部
	新 ②国民健康保険、後期高齢者医療制度等の資格取得の届出等が遅延する場合の弾力的な対応	健康政策部
	新 ③国民健康保険料等の徴収猶予に関する弾力的な運用	
	④障害支援区分、要介護認定・要支援認定の認定期間の延長（最大12ヶ月）	地域福祉部
	⑤放課後等デイサービス事業の提供時間等が変更になった際の届出の弾力的な対応（事後も可）	
	⑥児童扶養手当や特別児童扶養手当等の認定請求等が遅延する場合の弾力的な対応	
	⑦特定非営利活動法人の事業報告書等の提出が遅延する場合の弾力的な対応	文化生活スポーツ部
	⑧県発注の工事現場を閉所又は建設工事を一時中止する場合等に関して受注者の責によらないこととする取扱いの実施	各部局
	⑨県発注の工事における監理技術者等の配置に関する弾力的な運用（短期間の離任や途中交代等）	土木部
	⑩建築士の定期講習を受講できなかった場合における弾力的な対応	
⑪運転免許証の更新手続きが困難な方への弾力的な対応（有効期間の末日が3/13～4/30の方に限り3ヶ月延長）	警察本部	
予実施	①銃砲刀剣類の一斉検査の実施期間の延長（4/1～5/8→6/30）	警察本部

4 各部署の対応について（令和2年3月30日 13時現在）

危機管理部

【対策の状況】

- 1月27日 ・各消防本部に消防庁からの通知を周知（以降、1/29、2/3、2/5、2/13、2/17、2/21、2/26、2/27、2/28、3/3、3/5、3/6、3/9、3/10、3/11、3/12、3/18、3/23、3/24、3/30にも実施）
- 1月28日 ・湖北省に滞在する本県関係者について、各部署から情報収集
- 2月6日 ・「第1回新型コロナウイルス感染症連絡員会議」を開催し、各部署に現状の情報を提供するとともに、対策本部の設置予定などについて周知
- 2月13日 ・「第1回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
- 2月18日 ・各消防本部に「新型コロナウイルス感染症への対応における保健所等と消防本部の連携について」の通知を发出（健康対策課と消防政策課の連名）
・各消防本部に厚生労働省の感染防護策に関する通知について情報提供
- 2月21日 ・県主催イベントの開催判断について、各部署に周知（以降、2/25、2/27、2/29、3/11、3/22にも実施）
- 2月25日 ・政府の基本方針を各部署に周知
- 2月26日 ・各市町村の防災対策課に政府の基本方針などを周知（以降、2/27、2/29にも実施）
- 2月27日 ・「第2回新型コロナウイルス感染症連絡員会議」を開催し、献杯・返杯の自粛や県主催イベントの開催判断などを周知
- 2月28日 ・「第2回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
- 2月29日 ・「第3回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
- 3月3日 ・対策本部に新たな電話相談ダイヤルを設置
- 3月6日 ・「第4回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
- 3月13日 ・外部団体から寄附を受けるマスクの部局間調整業務を開始
- 3月16日 ・手指消毒用エタノールの全庁のとりまとめと国との連絡調整窓口業務を開始
- 3月26日 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置されたことを受け、同法に基づく対策本部に移行
- 3月31日 ・「第5回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催

【今後の対応】

- ・感染拡大の状況に応じて、第6回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

健康政策部

- 1月9日 ・武漢市での原因不明肺炎の発生について医療機関へ通知
- 1月24日 ・観光振興部及び中山間振興・交通部へ武漢市からの帰国・入国者への注意喚起を依頼

- 1月28日 ・肺炎患者発生時に係る協力について住宅宿泊事業者へ通知
- 1月29日 ・感染症担当者会において対応について出先機関へ説明
企画会議において庁内各課への説明と情報共有の依頼
- 1月31日 ・肺炎患者発生時に係る協力について旅館生活衛生同業組合及び非組合員の旅館業へ通知
- 2月 3日 ・新型コロナウイルス感染症発生への対応について水道事業者へ通知
- 2月 4日 ・「新型コロナウイルス相談センター」を設置
・新型コロナウイルス感染症への対応について、県医師会と連名で医療機関へ通知
- 2月 6日 ・新型コロナウイルス感染症に関する啓発チラシを高知県及び高知市医師会並びに高知市保健所と共同で作成し、医療機関及び市町村へ通知
- 2月10日 ・県内医薬品卸売販売業者(4社)、医療機器販売業者(3社)に対し、マスク・消毒薬の在庫状況報(毎日)を依頼(2月12日時点の在庫分から開始)
- 2月14日 ・「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」医療機関(高知市を除く)及び各関係団体に通知
・新型コロナウイルス感染症への対応について住宅宿泊事業者、旅館生活衛生同業組合へ通知及び非組合員の旅館業へ通知
- 2月17日 ・高知県感染症対策協議会を開催し、県内での患者発生時の対応等を協議
・マスクの適正購入に関する周知について水道事業者へ通知
- 2月17日 ・新型コロナウイルス感染症予防の対応について水道事業者へ通知
・新型コロナウイルス感染症の患者搬送等への対応における消防本部と保健所との連携について、消防政策課と連名で各保健所及び各消防本部へ通知
- 2月19日 ・2/17付厚労省通知『新型コロナウイルス感染症についての相談・受信の目安』を踏まえた対応について、水道事業者へ通知
- 2月20日 ・2/18付厚労省通知『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』を踏まえた対応について、市町村、医師国保組合及び国保連合会へ周知
・2/17付で厚生労働省から検査要件の拡大と一般の方の相談の目安等が示された事を受け、その対応について県医師会と連名で医療機関へ通知
- 2月21日 ・新型コロナウイルス感染症の予防対策について、各生活衛生同業組合への周知を(公財)高知県生活衛生営業指導センターへ依頼
・新型コロナウイルス感染症の予防対策について、飲食業関係の各施設への周知を(一社)高知県食品衛生協会へ依頼
・2/14付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」を市町村、医師国保組合、高知県後期高齢者医療広域連合、県立病院課及び国保連合会へ周知
- 2月25日 ・2/21付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について」を市町村、医師国保組合及び国保連合会へ周知

- 2月26日 ・2/21 付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱いについて」を受け、その対応について県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会等薬事関係団体及び水道事業者へ通知
- 2月27日 ・2/25 付厚生労働省通知「新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱い」について、県内火葬場設置者へ通知
- ・「新型コロナウイルスQ&A（R2.2.22版）」（内閣広報室作成チラシ）を各住宅宿泊事業者及び（公財）高知県生活衛生営業指導センターへ周知
- ・新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた動物取扱責任者研修の取扱いについて、高知市保健所及び福祉保健所へ通知
- ・「献杯・返杯自粛のお願い（新型コロナウイルス感染症に関しての県民の皆様へのお願い）」について、プレスリリース。
飲食業関係の各生活衛生同業組合（喫茶飲食・中華・社交飲食業）をはじめ、部内関係機関へ周知
- 2月28日 ・2/26 付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について」を市町村、医師国保組合及び国保連合会へ周知
- ・2/26 付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に対する医療保険関係事業者の対応について」を市町村、医師国保組合及び国保連合会へ周知
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等の開催判断等について（情報提供）」を市町村、医師国保組合、国保連合会及び高知県後期高齢者医療広域連合へ周知
- ・新型コロナウイルス相談窓口（家庭やオフィス、お店などの消毒に関すること）の設置（3/3から新型コロナウイルス感染症対策本部に統合）
- ・2/27 付厚生労働省事務連絡を受け、流行地域の変更についてHP（旅館等宿泊施設向け）を更新
- ・2/28 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う理容師養成施設及び美容師養成施設の対応について」を（学）高知理容美容学園及び（学）龍馬学園へ通知
- ・2/25 付厚生労働省事務連絡「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」他各事務連絡を各医療機関及び医療団体に周知
- 2月29日 ・記者会見（第1報）1例目
- 3月 1日 ・記者会見（第2報）2例目
- 3月 2日 ・記者会見（第3報）3例目
- ・2/28 付厚生労働省事務連絡「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について」を（一社）高知ビルメンテナンス協会に通知
- ・2/28 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」を各医療機関及び医療関係団体及び薬事関係団体に周知

- 3月 3日
 - ・国の「クラスター対策班」の受入
 - ・「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等の開催判断について（情報提供）」を市町村、医師国保組合、国保連合会及び高知県後期高齢者医療広域連合へ周知
 - ・2/28 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」を各医療機関、医療関係団体、薬事関係団体に周知
 - ・2/28 付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）」を薬事関係団体に周知
 - ・3/3 から、状況報告として定例記者レクで情報を提供
- 3月 4日
 - ・PCR装置1台を衛生環境研究所へ導入
 - ・記者会見（第5報）4～6例目
 - ・3/2 付日本環境感染学会からの「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2版）」を各医療機関及び医療関係団体に周知
- 3月 5日
 - ・3/4 付厚生労働省通知「検査料の点数の取扱いについて」を市町村、医師国保組合、高知県後期高齢者医療広域連合、県立病院課及び国保連合会へ周知
 - ・接触者外来の拡充について医療機関へ依頼
 - ・入院協力医療機関の設置について医療機関へ依頼
 - ・3/4 付厚生労働省「歯科診療における新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」を各医療機関、医療関係団体、薬事関係団体に周知
 - ・3/4 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療用放射線の取扱いに関する医療法上の臨時的な取扱いについて」を医療機関及び医療関係団体へ周知
- 3月 6日
 - ・3/5 付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて」を各福祉保健所へ周知
 - ・3/5 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理について」を各医療機関及び医療関係団体に周知
 - ・記者会見（第8、9例目）
 - ・3/5 付厚生労働省、観光庁連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する支援等について（周知依頼）」を住宅宿泊事業者へ通知
 - ・感染症指定医療機関の患者の受け入れ病床拡充（11床→23床）
- 3月 7日
 - ・記者会見（第10例目）
- 3月 8日
 - ・記者会見（第11、12例目）
- 3月 9日
 - ・「新型コロナウイルス健康相談センター」にFAX番号を追加
- 3月 10日
 - ・核酸自動精製装置を衛生環境研究所に2台導入
 - ・3/7 付厚生労働省事務連絡を受け、流行地域の変更についてHP（旅館等宿泊施設向け）を更新

- 3月 1 1 日 ・ 3/10 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて」を水道事業者及び飲食業関係の各施設への周知を福祉保健所へ依頼
- ・ 3/10 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」を市町村、医師国保組合及び国保連合会に周知
- ・ 3/11 付厚生労働省事務連絡を受け、流行地域の変更についてHP（旅館等宿泊施設向け）を更新
- 3月 1 2 日 ・ 3/10 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療関係施設等に対する融資について」を医療関係団体に周知
- ・ 3/11 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」を各医療機関及び医療関係団体に周知
- 3月 1 6 日 ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等の開催判断について（情報提供）」を市町村、医師国保組合、国保連合会及び高知県後期高齢者医療広域連合へ周知
- 3月 1 7 日 ・ 3/16 付観光庁事務連絡「住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応について」を受け、住宅宿泊事業者へ事業者支援について通知
- 3月 1 8 日 ・ 医療機関へマスクの配布開始
- 3月 1 9 日 ・ 3/17 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業への対応について」を医療関係団体に周知
- ・ 3/17 付厚生労働省通知「株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資について」を受け、（公財）生活衛生営業指導センターへ各組合への周知依頼を通知
- 3月 2 3 日 ・ 3/19 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化について」を受け、14日間待機要請国についてHP（旅館等宿泊施設向け）を更新
- ・ 3/19 付厚生労働省事務連絡「「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則」の周知について」を受け、特定建築物所有者への周知依頼を保健所へ通知するとともにHP（旅館等宿泊施設向け）を更新
- ・ 3/19 付厚生労働省事務連絡を受け、流行地域の変更についてHP（旅館等宿泊施設向け）を更新
- 3月 2 4 日 ・ 3/23 付厚生労働省事務連絡「安全性が高まる飲食の提供」について（公財）生活衛生営業指導センター及び（一社）高知県食品衛生協会へ各組合及び会員への周知依頼を通知
- 3月 2 5 日 ・ 3/19 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについて」を各医療機関、医療関係団体、薬事関係団体に周知

- 3月26日
 - ・3/19 付国立感染症研究所他からの「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」を各医療機関及び医療関係団体に周知
 - ・3/25 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」を受け、(公財)生活衛生営業指導センターへ通知
 - ・3/25 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化について」を受け、14日間待機要請国の追加についてHP(旅館等宿泊施設向け)を更新
- 3月27日
 - ・3/24 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症による生活不安に対応するための緊急措置として講じられる公共料金の支払の猶予等について」を受け、水道事業者へ通知
 - ・観光庁からの周知依頼メール「公租公課の支払い猶予等と事業者への適用可否について」を受け、住宅宿泊事業者へ通知及びHP(旅館等宿泊施設向け)を更新
- 3月30日
 - ・3/25 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る感染防止策について」を受け、コンサート等に類似した催しを開催する興行場への周知依頼について福祉保健所へ通知及びHP(生活衛生営業向け)を更新
 - ・3/27 付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化について」を受け、14日間待機要請国の追加についてHP(旅館等宿泊施設向け)を更新
 - ・3/27 付厚生労働省事務連絡を受け、流行地域の変更についてHP(旅館等宿泊施設向け)を更新

PCR検査件数(R2.3.30現在)	371件(うち陽性16件)
健康相談センターへの相談件数	2/4(火)～3/30(月) 5,612件

【今後の対応】

- ・必要に応じて関係機関等への情報提供を行う。

総務部

【対策の状況】

- ・健康政策部と連携し、県ホームページの注目情報に掲載
 - 1月27日 「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」
 - 2月4日 「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口の設置について」
 - 2月25日 「新型コロナウイルス感染症に関する情報」
- ・健康政策部等と連携し、県政記者クラブに投げ込み
 - 2月3日 「新型コロナウイルス相談センターの設置について」
 - 3月3日 「新たな電話相談ダイヤル(その他の相談)の設置について」

- 3月 8日 「電話相談ダイヤルの名称変更と受付時間の延長等について」
- 3月 9日 「新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族等のメンタルヘルス相談窓口の設置について」
- ・ 県ホームページに新型コロナウイルス感染症ポータルサイトの開設
 - 2月25日 各部局の情報を取りまとめて掲載
 - 2月27日 イベントの中止等の情報を追加掲載
 - 2月28日 教育関係の情報を追加掲載
 - 3月 6日 厚生労働省Q&Aをタイトルに追加
「高知県における新型コロナウイルス感染症対策 (Ver. 1)」掲載
 - 3月13日 「令和2年2月議会 追加提案の概要」掲載
 - 3月16日 検査陽性者の状況、陽性患者数、検査実施人数のグラフを掲載
- ・ 県ツイッターでの情報発信
 - 3月 4日～ 新型コロナウイルス感染症ポータルサイトを固定ツイート
- ・ 県の広報媒体（テレビ、ラジオ）での情報発信
 - 3月 9日～ 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
- ・ 県の広報媒体（新聞広告）での情報発信
 - 3月14日 「県からのお知らせ（相談窓口の周知）」掲載
- ・ 3月 3日～ 高知県新型コロナウイルス感染症対策本部の電話相談ダイヤル（2回線）の設置
- ・ 3月13日～ 個人事業税の申告期限の延長（3/16→4/16）の告示
- ・ 3月26日 各県税事務所に対し、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度の周知について」を通知
- ・ 市町村等に対し、総務省からの通知を周知（1/31, 2/3, 2/4, 2/5, 2/6, 2/7, 2/12, 2/14, 2/17, 2/18, 2/19, 2/21, 2/25, 2/26, 2/28, 3/2, 3/3, 3/4, 3/5, 3/6, 3/9, 3/11, 3/12, 3/13, 3/16, 3/17, 3/19, 3/23, 3/24, 3/25, 3/27）
- ・ 経常的に活動している統計調査員（65名）に対し、総務省統計局から送られてきた「新型コロナウイルスQ&A」（厚生労働省通知）、県HP「新型ウイルス感染症にかかる相談窓口について」を周知（2/27, 2/28）
- ・ 活動中の家計調査の指導員及び調査員（10名）に対し、総務省統計局から送付された「新型コロナウイルス感染症に関する統計調査継続への問い合わせについて」を周知（3/9, 3/10）
- ・ 各所属に対し通知
 - 2月28日 「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇の取扱い及び早出遅出勤務の利用等について」（行政管理課）
 - 3月 4日 「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い及び早出遅出勤務の利用等について」（行政管理課）
 - 3月 4日 「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組について」（職員厚生課）
- ・ 国に対し、政策提言を実施（3月26日）

- ・参考 全国知事会において、2月25日に全都道府県参加のもと「新型コロナウイルス緊急対策本部」を設置。同日、第1回本部会議を開催し緊急声明を発表。
- 3月5日 第2回本部会議開催（東京事務所代理出席）。
- 3月26日 第3回本部会議開催。

【今後の対応】

- ・市町村等に対し、総務省からの通知等の随時周知
- ・国の経済対策及び補正予算の動向を注視しつつ、必要な予算措置を検討

地域福祉部

【対策の状況】

- ・令和2年1月31日以降、厚生労働省等からの通知を受け、その都度、当部の所管する社会福祉施設等、市町村、県社会福祉協議会、子育てサークル、子ども食堂に対し、新型コロナウイルスに関する最新の情報提供に加え、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応、感染防止のための留意点等について依頼及び周知（1/31、2/3、2/5、2/17、2/18、2/19、2/20、2/25、2/27、2/28、2/29、3/2、3/3、3/4、3/7、3/9、3/10、3/11、3/12、3/13、3/17、3/18、3/19、3/23、3/26、3/27）
- ・高齢者福祉課、障害福祉課のホームページに新型コロナウイルスへの対応等、これまでの厚生労働省の通知文等を掲載
- ・地域福祉部における会議・研修等の開催方針を決定し、部内へ周知（2/27）
（どうしても今開催する必要のないものは基本的に中止又は延期（3月末まで））
（開催する場合は、開催の必要性について整理）
- ・特別支援学校等の臨時休業に伴う、障害児の受け皿の確保（放課後等デイサービス事業所の受入拡大、長期休暇支援事業の前倒し実施）
- ・自立相談支援機関等における生活困窮者への相談支援の実施
- ・生活福祉資金貸付制度による、休業により収入が減少・途絶する方への支援の実施
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金による、ひとり親家庭等に対する支援の実施
- ・感染者やご家族など関係者の心理的ケアを行う「こころの相談対応窓口」を開設（3/10）
- ・寄贈を受けたマスクを在庫が不足している施設へ配付（3/13）
- ・寄贈を受けたマスクと香南市の備蓄から一時的に提供を受けたマスクを在庫が不足している施設へ配付（3/23～）
- ・生活福祉資金貸付制度の特例措置による個人向け緊急小口資金等の受付を開始（3/25）
- ・一括購入した手指消毒用エタノールを在庫が不足している施設へ配付（3/26～）

【今後の対応】

- ・引き続き、厚生労働省等からの情報収集を行うとともに、新型コロナウイルスへの適切な対応等について随時関係機関へ依頼及び周知
- ・引き続き、マスク及び手指消毒用エタノールを調達し、在庫が不足している施設へ配付
- ・生活福祉資金貸付制度の特例貸付等について、より一層の周知広報の実施

文化生活スポーツ部

【対策の状況】

(1) 所管施設の対応（文化施設、人権啓発センターなど）

- ・ 入口、トイレ等にアルコール消毒液の設置
併せて、アルコール消毒について中国語などの外国語での掲示、チラシ配布
- ・ 咳などの症状がある方へのマスク着用について掲示
- ・ 1月24日及び28日に、文化施設の指定管理者及び各市町村に対して、文化庁からの注意喚起メールを情報提供
- ・ 2月26日に、文化施設の指定管理者に対して、文化庁通知（文化イベント開催に関する考え方について）を情報提供
- ・ 3月11日に、文化施設の指定管理者に対して、文化庁通知（文化イベント開催に関する考え方について）を情報提供
- ・ 臨時休館
 - 3/4(水)～19(木) スポーツ科学センター
 - 3/6(金)～22(日) 美術館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、文学館
高知城歴史博物館（3日間延長）

(2) 安徽省への支援

- ・ 1月29日及び31日 安徽省外事弁公室から、マスクと防護服、ゴーグルの支援依頼あり
→ マスク（300枚程度）を県内企業から購入し、高知県・安徽省友好交流委員会（事務局：高知県国際交流協会）と高知県の連名で2/13(木)に発送

(3) 高知龍馬マラソン2020

- ・ 2月3日 公式ホームページに注意事項（当該感染症に係る情報提供、咳エチケットや手洗い等の感染予防の周知）を掲載
- ・ 2月10日 参加者全員に注意事項の内容をメールでお知らせ
- ・ 2月12日 高知龍馬マラソン実行委員会総会（会長：濱田知事）で状況報告
- ・ 2月16日 マラソン開催
（実出走者：フルマラソン11,816人、ファンラン257人）
 - ※ 大会業務従事者の当日用マスクは手配済
 - ※ 海外からのエントリー者については、新型コロナウイルスに関連し、大会参加への慎重な対応を求めるよう連絡済（欠席された方は、来年大会への無料参加を保証することを提示）

(4) 行事の中止等

- ・ 開催中止（県主催行事）
 - 3月7～8日 「第6回全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐」（オーテピアほか）
 - 3月8日 くろしおキッズ修了式（青少年センター）
 - 3月16日 四国はひとつ・消費者市民社会創造フォーラム in 高知
(サンピアシリーズ)

(5) 私立学校の対応

- ・3月2日以降、各校において臨時休校を実施
- ・3月27日現在、入学式は各校とも開催を予定（学校により規模縮小などの措置）

<県からの情報提供>

- ・文部科学省から提供された「学校再開ガイドライン」、「臨時休校の実施に関するガイドライン」の情報提供（3/24）
- ・県立学校における部活動等の再開に係る通知の情報提供（3/24）

(6) 大学の対応

① 高知県立大学

- 3月19日実施予定の卒業式・修了式を中止
- 4月2日実施予定の入学式を中止
- 4月13日 授業開始（4/6から繰り下げ）

② 高知工科大学

- 3月18日実施予定の卒業式・学位授与式を中止
- 4月3日実施予定の入学式を中止
- 4月8～15日 自宅学習期間
- 4月16日 対面授業の開始

(7) 情報発信

- ・マスクの不足に対して、買い占め防止や代用品の利用などの注意喚起
(県ホームページ)
- ・やさしい日本語による外国人向けの情報発信（県国際交流協会ホームページ）
- ・人権への配慮に関して地域住民への周知をお願いするため、各市町村長あてに依頼文書と関連するチラシ（精神保健福祉センター作成）を送付
- ・3/12 市町村に対して、人権への配慮について住民への周知を依頼

(8) その他

- ・2/17～19に韓国（全羅南道）の訪問を予定していたが、新型コロナウイルスの関係で先方より訪問の時期の再調整について依頼があり、今回は訪問を見送り。

【今後の対応】

(1) 所管施設の対応

- ・県立施設の臨時休館に伴う財政的支援について検討

(2) 私立学校の対応

- ・引き続き、文部科学省等からの情報収集を行うとともに、新型コロナウイルスへの適切な対応等について随時関係機関へ周知を図る。

産業振興推進部

【対策の状況】

- 1月29日 ・湖北省に滞在する本県関係者について、高知県貿易協会会員企業78社に対して照会した結果、滞在者に関する情報がない旨を確認
- 2月6日 ・「新型コロナウイルス感染症連絡員会議」の概要について、部内各課及び地域本部に情報提供
- 2月13日 ・産学官民連携センター（ココプラ）交流スペースの入口にアルコール消毒液を設置するとともに、注意喚起文を掲示
- 2月14日 ・3月31日～4月3日開催予定のシンガポール食品見本市「FHA」について開催延期（2021年3月2日～5日開催予定）。高知県ブースに出展予定であった県内事業者5社に対し、シンガポールへの渡航キャンセルを依頼
- 2月18日 ・豪州食品商社と連携し、3月21日、22日にパース市内小売店において高知県産品のプロモーション活動を行う予定であったが、「2020年7月まで日本からの渡航者受入を中止」する旨の当該商社の会社方針により中止。渡航予定であった県内事業者1社に対し、豪州への渡航キャンセルを依頼
- 2月25日 ・輸出産業に関わる関係課で構成する「輸出案件等情報共有会議」を臨時に開催し、新型コロナウイルスによる県内産業への影響について情報共有（参加課：地産地消・外商課、国際観光課、工業振興課、農産物マーケティング戦略課、木材産業振興課、水産流通課）
- ・5月17日に「北京なだ万」において開催予定であった「高知県産品賞味会」について開催延期
- 2月27日 ・産学官民連携センター（ココプラ）ホームページに、イベント等の開催予定と参加者への感染拡大防止への協力のお願について掲載
- ・起業支援のプログラム（第6期KSPステップアッププログラム第5回）を3月1日に産学官民連携センターで実施する予定であったが、オンライン実施に変更
- ・3月2日実施予定の起業個別相談（KSPオフィスアワー）をオンライン実施に変更
- ・3月16日開催予定の「地産外商情報共有会議」を延期（時期未定）
- ・3月18日、19日開催予定の「食品関連事業説明会」を中止
- ・（一社）高知県移住促進・人材確保センターが県内5市町村等と連携し、2/29（土）に東京（永田町）で移住相談会「継業&地域MEETING!!」を開催予定であったが、中止
- 2月28日 ・3月1日開催予定の「ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋「高知家の美食フェア」オープニングイベント「高知家の休日」」を中止
- ・3月7日、8日に開催予定の「移住体験ツアーin馬路村・田野町・高知市」を中止
- ・3月13日開催予定の「商人塾成果報告会」を延期（時期未定）
- ・3月14日、15日開催予定の「旅まつり名古屋2020」を中止

- 2月29日
 - ・3月4日開催予定の「第16回シーズ・研究内容紹介」を延期（時期未定）
 - ・3月5日、6日に福井県・静岡県・高知県の大阪事務所共催で開催予定の「春のええもん市」を中止
 - ・3月7日開催予定の「トサベン成果発表会」を中止
 - ・3月9日開催予定の「第3回似業種交流会議」を延期（時期未定）
 - ・3月13日開催予定の「第9回経営者トーク」を延期（時期未定）
 - ・3月14日開催予定の「土佐MBA番外編SDGs入門セミナー」を延期（時期未定）
- 3月2日
 - ・3月3日から13日の間、高知県アンテナショップ「まるごと高知（1階とさ市、地下1階とさ蔵）」の営業時間を短縮
（10:30～18:30 ※通常は10:30～20:00）
 - ・3月6日開催予定の高知県・大学等連携協議会（県と県内6高等高等教育機関で構成する協議会）の総会を中止
 - ・3月9日以降、年度内に実施予定の起業個別相談（KSP オフィスアワー）をオンライン実施に変更
 - ・3月10日開催予定の「こうちスタートアップ出張オフィスアワー（本山町）」を中止
- 3月3日
 - ・3月29日開催予定の「こうちスタートアップパークデモデイ」を延期（時期未定）
- 3月4日
 - ・3月9日から東京「まるごと高知」の移住相談窓口開設時間を変更
（10:30～18:00 ※変更前は11:00～19:30）
 - ・3月27日、28日に大阪で開催予定の移住相談窓口（出張相談）を中止
- 3月5日
 - ・3月7日、8日に高知県アンテナショップ「まるごと高知（2階 TOSA DINING おきゃく）」のディナータイム（17:30～22:00）を臨時休業
 - ・3月18日（高知市）、19日（四万十市）に開催予定の「「まるごと高知」個別商談会」を中止
- 3月10日
 - ・3月16日開催予定の地産外商公社理事会を書面開催に変更
 - ・3月26日開催予定の第3回産業振興計画フォローアップ委員会を書面開催に変更
 - ・4月16日～18日開催予定のインドネシア食品見本市「FHTB」について開催延期（10月1日～3日開催予定）。高知県ブースに出展予定であった県内事業者4社に対し連絡済み
- 3月13日
 - ・3月20日開催予定のよさこい説明会 in 名古屋2020 を中止
- 3月17日
 - ・地産外商公社が高知県ブースを出展予定（県内事業者22社）であった中食・外食産業の業務用専門展「ファベックス2020」（4月15日～17日）の開催が中止
- 3月23日
 - ・4月18日（大阪）、19日（東京）開催予定の公務員セミナーを中止
 - ・3月23日から31日の間、高知県アンテナショップ「まるごと高知」の営業時間を短縮
1階とさ市、地下1階とさ蔵:10:30～19:00（※通常は10:30～20:00）

2階2階 TOSA DINING おきゃくのディナータイム：17:30～21:00（土日は21:00）（※通常は17:30～23:00（土日は22:00））※ランチは通常営業

- 3月26日
- ・3月27日開催予定の令和2年度高知家プロモーション事業委託業務プロポーザルをテレビ会議による実施に変更
 - ・3月28日、29日に高知県アンテナショップ「まるごと高知」を全館（物販・レストランとも）臨時休業
 - ・「まるごと高知」1階とさ市、地下1階とさ蔵の営業時間短縮を3月31日までから「当面の間」に変更
- 3月27日
- ・輸出産業に関わる関係課で構成する「輸出案件等情報共有会議」を臨時に開催し、新型コロナウイルスによる県内産業への影響について情報共有（参加課：地産地消・外商課、国際観光課、工業振興課、港湾振興課、農産物マーケティング戦略課、木材産業振興課、水産流通課）
- 3月30日
- ・3月30日から4月12日までの間、地産外商公社の東京本社、大阪グループ（名古屋駐在を除く）で早出遅出勤務を実施

【今後の対応】

- ・県内の食品事業者や高知県貿易協会会員に対し、感染拡大と世界経済の停滞に伴う外商活動への影響等の情報を引き続き収集する。

中山間振興・交通部

【対策の状況】

- 1月27日
- 公共交通関係団体（高知県バス協会、高知県ハイヤー・タクシー協議会、鉄道各社、高知龍馬空港就航会社各社、高知空港ビル）に対し、注意喚起文書を送付し、関係者への周知等を依頼
- 2月26日
- 2月29日（土）、3月1日（日）開催予定の「集落活動センター特産品販売会」の延期を決定
- 2月29日
- バス営業所見学ツアー 感染拡大防止策を講じたうえで開催（参加者6名）
- ※（参加者の体調確認、マスクの着用、入場時の手指のアルコール消毒、室内の換気等を実施）
- 3月25～26日
- 高知県から国への緊急提言の内容や事業者への支援策について、高知県バス協会、高知県ハイヤー・タクシー協議会と情報共有

【今後の対応】

- ・国や関係団体と連携を密にしながら情報収集を行い、状況の変化に応じた対応を行う
- ・公共交通事業者への支援を検討する

【対策の状況】

1 高等技術学校の対応

休校等については、厚生労働省の通知をふまえ、訓練生に感染者が発生した場合には休校の措置を取る方針

2 事業者等に対する対応

1月31日 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置(国)と関係団体への周知

2月17～21日 県内企業・団体に影響調査を実施
(671事業所を調査し、直近1ヶ月及び2ヶ月の売上げが前年同期比20%以上減少が36事業所)

2月21日 国へセーフティネット保証4号を指定申請 ⇒ 3/2に指定

2月27日 ①中小企業者の事業資金等に関する相談窓口を経営支援課内に設置
(平日8:30～17:15 ※2/29から当面の間土日祝も対応)

3月30日 13:00 現在、185件対応

②事業活動に影響が生じた方が県の制度融資を利用できるよう「経済変動対策融資」に融資メニューを追加。(新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比して3%減少)

2月27日 「献杯・返杯の自粛」について周知

3月2日 企業・関係団体等に対し注意喚起等の文書の発出(企業:358、団体:48)
・感染防止等の徹底
・学校の臨時休業等に伴う従業員への配慮の要請
・事業資金等の相談に関する相談窓口の周知

3月6日 セーフティネット保証5号の飲食業等40業種を追加 ※国の対策

3月13日 ①セーフティネット保証5号に乳製品製造業等316業種を追加(計508業種)
※国の対策

②危機関連保証の発動※国の対策

③既存融資制度の要件緩和等

④新型コロナウイルス感染症対策融資制度の創設

3月13日 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への証明書(セーフティネット保証4号・5号用)の発行について、迅速な対応を市町村へ依頼

3月16日 新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への資金繰り支援について、事業者負担軽減への配慮や最適な支援策を活用できるよう、金融機関及び商工会・商工会議所へ依頼

3月16日 新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度に関する補正予算案を追加提出

3月23日 セーフティネット保証5号の令和2年4月1日から令和2年6月30日までの対象となる587業種を指定 ※国の対策

3月24日 新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度創設

3月24～27日 「中小企業者の事業資金等に関する相談窓口」に相談のあった組合、

団体等に「新型コロナウイルス感染症対策融資制度」の説明・資料提供を実施。

3月25～27日 「新型コロナウイルス感染症対策融資制度に関する説明会」（県内6ブロック）を開催

開催日：3月25日（水）（安芸市・高知市）

3月26日（木）（四万十市・土佐市）

3月27日（金）（須崎市・南国市）

対象者：市町村、商工会、商工会議所、金融機関

内 容：県融資制度について（経営支援課）

国融資制度について（日本政策金融公庫・資料提供）

生活資金資金の緊急貸付制度について（地域福祉政策課）

雇用調整助成金について（高知労働局・資料提供）

（参考）

（1）国から経済団体への要請等

2月21日 厚生労働大臣より、経済4団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中央会）に要請

- ・労働者が発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- ・労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備
- ・感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差通勤の積極的な活用の促進

2月26日 厚生労働大臣より、経済4団体に追加の協力要請

- ・学校が学級閉鎖になった際に、保護者が休みやすいように配慮すること
 - ・感染拡大防止の観点から、イベント開催の必要性を改めて検討
- 上記の経済団体や高知労働局から県内の関係団体に要請内容を周知

（2）上記（1）を踏まえた県内団体の対応

- ・高知商工会議所
FAXにより416社に周知
- ・高知県商工会連合会
連合会から各商工会へ伝達し、各商工会から事業者へ周知
- ・高知県中小企業団体中央会
メルマガ等を通じて会員組合へ周知

※上記3団体ともホームページには厚生労働省からの要請文を掲載済

（3）国のコロナウイルスで影響を受ける事業主への主な支援

- ・日本貿易振興機構（JETRO）に新型コロナウイルス関連相談窓口を設置
- ・ものづくり補助金の採択審査において、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓等について優先的（加点）に支援 ※3月10日から公募開始
- ・雇用調整助成金の特例措置の追加実施（事業者が一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等へ助成）（3月中旬～）
- ・小規模事業者持続化補助金における新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の証

明書の発行について、国の依頼により市町村にメールで協力要請
(送付日：3/9, 10, 11, 12)

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付制度等を創設。
- ・持続化補助金の採択審査において、感染症による影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者について優先的〈加点〉に支援 ※3/10 から公募開始

3 外国人生活相談センターにおける対応

2月 3日 ホームページにおいて、新型コロナウイルスについての留意点を掲載。
また、相談があった場合は、外国人旅行者向けコールサイト (JNTO)を紹介するように対応。

4 所管施設の対応 (県立地域職業訓練センター、産業振興センター)

- ・アルコール消毒液の設置及び咳エチケット等の徹底

5 行事等の対応

○中止

- ・第2回かみわざひとづくり事業講演会(2/28、3/19) ※紙産業技術センター
- ・高知市帯屋町における伝統産業販売(3/27)
- ・高知家のミニ展示商談会(3/2 防災関連製品、3/13 ギフト関連製品)
- ・委託訓練入校式(3/3、3/5、3/17、3/24、3/25)、修了式(3/4、3/6、3/13、3/17、3/19、3/25)、及び選考会(3/3、3/6)
- ・事業戦略セグメント別セミナー「これからの”ものづくり”を考える技能・技術継承のカギ」(3/5)
- ・高知県製紙工業会「経営・技術講演会」(3/6)
- ・防災講演会 IN 高知(3/7)
- ・珊瑚婚式2020～祝・結婚35周年～(3/7)
- ・四国紙パルプ研究協議会令和元年度第2回講演会(3/10)
- ・ジョブカフェこうち 学校出前講座(3/11 高岡高校)
- ・ジョブカフェこうち 中小企業セミナー(3/11)
- ・ジョブカフェこうち 出張相談会(3/19 イオンモール高知)
- ・工場視察商談会(3/11～12、3/12～13)
- ・商標権セミナー(3/17)
- ・外国人生活相談センター運営協議会(3/25)
- ・第2回高知県職業能力開発審議会(3/26)

○出展取りやめの検討中

- ・第7回働き方改革 EXPO(4/15～4/17 東京ビッグサイト)
※主催者の判断で会期が延期(10/14～10/16 幕張メッセ)

【今後の対応】

1 高等技術学校の対応

- ・中村高等技術学校入校式(4/8)、高知高等技術学校入校式(4/9)については、感染

防止の措置を講じた上で、必要最小限度の人数で実施予定

2 事業者等に対する対応

- ・必要に応じて関係機関等への情報提供を実施
- ・事業者の資金ニーズに応じた融資をはじめ事業者への支援の徹底
- ・こうち産業振興基金等補助金（県、産業振興センター）の対象経費の柔軟な対応
※展示会のキャンセル料などを想定（コロナウイルス対策に起因する事由で必要と認められるものに限る）
- ・県外見本市への出展をコロナウイルスに起因する事由で取りやめた場合のキャンセル料免除（※産業振興センターが小間代を負担するものに限る）
- ・影響を受けた中小・小規模事業者に専門家を派遣して経営支援を実施（既存の国委託事業を活用）
- ・高知県よろず支援拠点「経営相談窓口」の対応強化
平日に加え土日の実施（3/7～）
（電話相談（8:30～17:15）、専門相談に予約制で対応）
- ・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金の研修生への支給要件の緩和（新型コロナウイルスにより研修日数が原則20日／月の基準に達しない場合も補助対象とする）
- ・県ものづくり事業戦略推進事業費補助金の採択企業に係る事業期間の期限延長（既交付決定分）
- ・医療用陰圧テント等設置が必要になった場合における用地の臨時貸し出し（（仮称）高知布師田団地）

観光振興部

【対策の状況】

1. 各関係機関への要請等

- 1月22日 観光庁からのコロナウイルスの発生に係る注意喚起について、高知県内の旅行業登録業者に周知をする。
- 1月27日 健康対策課作成の、新型コロナウイルスに対する注意喚起文書を関係機関に送付（旅館ホテル生活衛生同業組合、県内観光協会）
※1月29日に上記の注意喚起の中国語、英語 Ver を追加送付
- 2月3日 各関係機関に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響等があれば、随時情報提供してもらおうよう要請するなど、連絡体制を整備（旅館ホテル生活衛生同業組合、県内観光協会、市町村観光所管課）
- 2月5日 上記の関係機関と県各部主管課に対し、日本政府観光局（JNTO）が開設した外国人旅行者向けコールセンターの情報提供と、観光施設での関係チラシの掲示を要請
- 3月27日 県内旅行業者、県内旅館ホテルに対し、経営支援課から情報提供のあった「コロナウイルス対策融資について」のチラシを送付、周知する。

県内旅行業者に対して

- 2月13日 新型コロナウイルスに関する外務省からのスポット情報について周知（観光庁からの要請依頼）

- 2月14日 新型コロナウイルス感染症対策について周知（観光庁からの要請依頼）
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するテレワーク等の活用について」他3つの通知について周知（観光庁からの要請依頼）
- 2月27日 「新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について（イラン全土）」他、4つの通知について周知（観光庁からの要請依頼）
- 3月3日 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例の実施について」他、1つの通知について周知（観光庁からの要請依頼）
- 3月11日 「セーフティネット保証5号における旅行業者代理業、旅行サービス手配業、ツアーオペレーター協会業の追加指定について」他、1つの通知について周知（観光庁からの要請依頼）
- 3月13日 「新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について」他、5つの通知について周知（観光庁からの要請依頼）
- 3月16日 「「新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について」他、4つの通知について周知（観光庁からの要請依頼）
- 3月19日 「水際対策強化に係る新たな措置について」他、2つの通知について周知（観光庁からの要請依頼）
- 3月23日 「新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について（全世界）」他、2つの通知について周知（観光庁からの要請依頼）
- 3月24日 「旅行業者等における新型コロナウイルスの感染症対策について」他、3つの通知について周知（観光庁からの要請依頼）

市町村観光所管課に対して

- 2月18日 高知県HP（新着情報）に掲載の「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の情報を共有するとともに、基本的な感染症対策や電話相談窓口等の情報について、各市町村の観光施設やイベントの主催者等に対しても周知いただくよう要請
- 2月26日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」について周知するとともに、県HPのトップページにアップしている「新型コロナウイルス感染症に関する情報」を提供し、関係機関への周知を要請
- 2月27日 「献杯・返杯の自粛について」（県からの要請）を情報提供し、関係機関への周知を要請
- 2月28日 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う観光施設の対応状況（臨時休館等の情報）の情報提供を要請

県内観光協会・旅館ホテル生活衛生同業組合に対して

- 2月26日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」について周知するとともに、県HPのトップページにアップしている「新型コロナウイルス感染症に関する情報」を提供し、関係機関への周知を要請
- 2月27日 「献杯・返杯の自粛について」（県からの要請）を情報提供し、関係機関への周知を要請

2. ホームページによる周知

新型コロナウイルスに関するお知らせ情報を掲載（1月27日～）

○観光政策課 HP

- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等のご案内
- ・新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の方へ、経済産業省のホームページ（経済産業省の支援策）のご案内

○自然体験キャンペーン特設サイト

- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等のご案内
- ・県内観光施設の開館情報について

○よさこいネット（観光コンベンション協会）

- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等のご案内
- ・県内観光施設の開館情報、イベントの開催状況について

○VISIT KOCHI JAPAN（観光コンベンション協会）

- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等のご案内

3. 観光振興部所管施設等の対応状況

- ・こうち旅広場：消毒液を入口に設置し、JNTO コールセンターに関するチラシを掲示
- ・MY遊バス：消毒液を乗車口に設置し、JNTO コールセンターに関するチラシを掲示
- ・足摺海洋館：消毒液を入口に設置し、JNTO コールセンターに関するチラシを掲示

4. 緊急対策の検討

- ・観光需要の早期回復に向けた緊急対策事業の検討

5. イベント、会議の中止・延期

3月30日 4月20日開催予定の春季高知県観光説明会【東京会場】を中止を決定及び周知。

【今後の対応】

- ・今後とも、コロナウイルス関連の情報を各機関に情報提供するとともに、情報収集し、現状の把握に努める
- ・国の緊急経済対策に関する情報収集に努めるとともに、観光需要の早期回復に向けた緊急対策事業の検討を引き続き継続する

農業振興部

【対策の状況】

- ・県有施設（農業大学校、農業担い手育成センター）に対し、感染症対策に関する注意喚起
- ・3月2日：JA 高知県と集出荷場等での予防対策について情報共有
- ・3月2日：令和元年度土地改良区総代会について、規模を縮小して開催するよう通知
- ・3月3日：建設工事等における感染拡大防止の取り組みを、農業振興部各機関、市町村及び建設工事受注者に対して通知
- ・3月6日：関係団体へ農業者の業況悪化に対応する融資制度の周知
- ・3月10日：県ホームページに県産農畜産物の消費喚起に向けた情報を掲載
- ・3月12日：県ホームページに農業者の業況悪化に対応する融資制度について掲載
- ・3月17日：「農業における新型コロナウイルス感染症が発生したときの対応及び事業

継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省）」を市町村及び農業者へ周知するとともに「こうち農業ネット」へ掲載

- ・ 3月17日～24日：関係団体とともにマスメディアへ花を提供し、県産花きの消費の呼びかけを実施
- ・ 3月18日：「農業関連の外国人材の受入れに関する新型コロナウイルス感染症への対応について（農林水産省）」を各農業協同組合、各農業振興センターへ送付。また、農業協同組合に対して、外国人材を受け入れている組合員への周知を依頼
- ・ 3月20日～22日：JR高知駅旅広場や空港（到着ロビー）での花の展示
- ・ 3月23日：建設工事等における感染拡大防止の取り組みを、農業振興部各機関、市町村及び建設工事受注者に対して通知
- ・ 3月27日：県職員に対する県産花きやメロン等の消費を喚起（所属メールでの呼びかけ）。
- ・ イベント・会合の中止等
 - 2月26日：令和元年度高知県立農業大学校卒業式【規模を縮小して開催】
 - 2月27日～3月1日：こうちアグリ体験合宿【中止】
 - 2月27日から当面の間：高知競馬場及び高知競馬専用場外発売所（パルス高知・宿毛・藍住）における高知競馬及び他場競馬発売【中止】
 - 2月28日：次世代施設園芸拠点情報交換会(第2回)【中止】
 - 2月28日～3月1日：ハッピーママフェスタ2020【中止】
 - 2月29日～3月1日：第1回カレー博 in 高知けいば2020【中止】
 - 2月29日～3月1日：IoPプロジェクト国際シンポジウム【中止】
 - 3月1日：就農ミーティング（移住×農業）【中止】
 - 3月1日から当面の間：高知競馬【無観客で開催】
 - 3月4日：農福連携サミット【中止】
 - 3月4日：ミョウガ現地検討会【中止】
 - 3月5日：「土佐の料理传承人」による郷土料理伝承講習会【中止】
 - 3月6日：令和元年度農林水産物直販所運営管理者及び安心係等発展講習会【中止】
 - 3月6日：高知県ゆず交流会【延期】
 - 3月6日：環境保全型直接支払交付金に係る説明会【中止】
 - 3月7日：土佐茶セミナー【中止】
 - 3月7日：土佐文旦と高知野菜果物マルシェ【中止】
 - 3月7日：いかなご祭りでの高知フェア【中止】
 - 3月8日：第11回土佐・ぶんたん祭【中止】
 - 3月8日：元気な志国の畜産&競馬まつり2020【中止】
 - 3月10日：令和元年度園芸品販路開拓・拡大強化事業報告会【中止】
 - 3月12日：高知県立農業大学校就職説明会【規模を縮小して開催】
 - 3月13日：高知うまいもの提案会2020【中止】
 - 3月13日：令和元年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール農政局長表彰授賞式【中止】
 - 3月14日：農業大学校オープンキャンパス【中止】

- 3月15日：2020 こうちトマトサミット&マルシェ商談会【中止】
- 3月17日：次世代施設園芸シンポジウム【中止】
- 3月18日：高知県指導農業士連絡協議会役員会【延期】
- 3月18日：土佐文旦現地検討会【中止】
- 3月21日：第1回I o P推進機構理事会【一部テレビ会議に変更】
- 3月23日：次世代型こうち新施設園芸システム推進協議会現地検討会（第2回）
【中止】
- 3月24日：ニラ栽培研修会【中止】
- 3月25日：高知県農林業基本対策審議会【延期】

【今後の対応】

- ・会議、イベント等の開催の可否を判断のうえ、開催する場合には、感染症予防対策を徹底する。
- ・国から示された「農業者への資金繰り支援策」についての具体的運用等の情報収集。
- ・本県産農畜産物の価格下落等の影響調査の実施。

林業振興・環境部

【対策の状況】

- ・関連団体への注意喚起
 - 1月22、30日 市町村及び（一社）高知県産業廃棄物協会に対し、環境省からの通知文書を周知
 - 2月14日 環境対策課ホームページにおいて、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策について（環境省通知）」を掲載
 - 2月27日 「献杯・返杯の自粛のお願い」を部関連団体に周知（15団体）
林業団体に、当部発注工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について通知
 - 2月28日 当部の新型コロナウイルス感染症への対応方針を関連団体への周知
市町村及び県発注工事受注企業に、当部発注工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について通知
 - 3月2日 市町村、県発注工事受注企業及び県委託業務受注企業に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について周知
市町村及び一部事務組合に、当部発注工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について通知
 - 3月3日 市町村に、学校の臨時休校に伴う建設業法上の取扱いについて周知
 - 3月5日 林業・製材事業体に、日本政策金融公庫の資金等を紹介
 - 3月6日 市町村及び一部事務組合に、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について通知。同通知を環境対策課ホームページに掲載
 - 3月13日 林業・製材事業体に、国の緊急経済対策第2弾の資金等の周知
県主催イベント等における対応方針について関連団体へ周知
市町村及び県発注工事受注企業に、新型コロナウイルス感染症の拡大

- 防止のため、一時中止措置を延長出来ることについて通知
- 3月18日 国が定めた林業経営者及び木材産業事業者の従業員が感染した際の事業継続に関するガイドラインを関係団体等へ周知
- 3月23日 市町村及び県発注工事受注企業に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための一時中止措置の延長や、今後、受注者からの一時中止措置の申し出にも対応出来ることについて通知
- 3月24日 県主催イベント等における対応方針について関連団体へ周知
- 3月30日 市町村に、新型コロナウイルスに係る家庭ごみ対策のチラシの周知について通知。同通知を環境対策課ホームページに掲載
- ・ 県有施設における対策
 - 2月5、12日 県所管施設に注意喚起を実施
 牧野植物園では、外国人向けコールセンターのチラシを掲示するとともに、入口2箇所の目立つ位置に手指消毒用の消毒液を設置
 月見山こどもの森では、外国人向けコールセンターのチラシを掲示するとともに、月見山ハウス内に消毒液を設置
 - 2月21日 牧野植物園：手指消毒用の消毒液を追加設置（トイレ、各建物等）
 - 2月27日 当部における新型コロナウイルス感染症対策を策定
 - ・ 県主催イベントの中止・延期
 - 牧野植物園
 - 3月7日～4月26日の間に予定：イベント・講座等（16種）を中止
 （影響は2,500人以上。音楽演奏等のサイドイベントも併せて中止）
 - 3月20日から開始を予定していた企画展を延期（3月23日から開始）
 - 3月20日から開始を予定していた4KVR映像の公開を当面の間延期
 - 甫喜ヶ峰森林公園
 - 3月1～28日の間に予定：イベント（3種）を中止（30人規模）
 - 林業大学校
 - 3月5～9日の間に予定：講座（2種）の中止を決定（60人規模）
 - 3月20日予定：林業大学校卒業式の規模縮小（来賓なし、時間短縮）
 - その他イベント
 - 3月1日予定：「深海のふしぎな生きものと海洋プラスチック汚染」を中止
 (100人規模)
 - 3月8日予定：「バスでめぐるやまもりツアー2020」を中止（100人規模）
 - 3月10日予定：「製材事業者向けの経営セミナー2020」を中止（35人規模）
 - ・ 県有施設の一部休止・閉鎖
 - （供用部分の一部休止施設 3施設：23日から一部を除き再開）
 - 3月5～22日 県立牧野植物園、甫喜ヶ峰森林公園、県立月見山こどもの森
 ※牧野植物園は、展示館内の映像シアター、温室のみ現在も休止を継続
 （閉鎖施設 1施設：23日から再開）
 - 3月5～22日 森林研修センター情報交流館

【今後の対応】

- ・ 県有施設及び県所管施設においては、引き続き感染症対策を徹底
- ・ 新型コロナウイルス感染症への（収束後を含む）具体策を検討

水産振興部

【対策の状況】

- ・ 2/27 新型コロナウイルス感染症連絡員会議の内容を漁協及び漁協系統団体に周知
- ・ 3/2 感染拡大防止に係る取組等について漁協等に対して文書により協力依頼
- ・ 3/2 感染拡大防止に向けた工事等の一時中止に係る取扱いについて、市町村等に通知
- ・ 3/5 感染症発生による業況悪化に対応した漁業者向け資金について各漁協に周知
- ・ 3/6 感染症発生による業況悪化に対応した水産加工業者向け資金について周知
- ・ 3/12 感染症発生による業況悪化に対応する融資制度について、県コロナ対策HPに掲載
- ・ 3/18 感染症発生による業況悪化に対応した養殖業者向け資金について各漁協に周知
(3/19にHP掲載)、感染症発生時の対応・事業継続に関するガイドラインについて各漁協、市町村に周知
- ・ イベント、会議等の中止等の状況
 - 2月13日 3月31日～4月3日開催予定のシンガポール国際見本市の延期が決定
 - 2月28日 高知県漁協が3月5日開催予定の「営漁指導員研修会」の延期を決定
 - 3月3日 3月15～16日開催予定の高知家の魚応援の店の産地招へいの中止を決定
 - 3月12日 3月24日開催予定の「高知県輸出促進協議会」の中止を決定

【今後の対応】

- ・ 情報収集に努めるとともに、必要な内容について関係機関へ周知を図る
- ・ 新型コロナウイルス発生に伴う水産物輸出の影響等について、引き続き情報収集を行う
- ・ 新型コロナウイルス感染症への（収束後を含む）具体策を検討

土木部

【対策の状況】

1 港湾

(1) 港湾施設での対応、関係者との情報交換等

- 1月22日 国通知に基づき、重要港湾で啓発ポスターの掲示など
- 2月7日 「新型コロナウイルスに係る説明会」（高知港保安委員会）
- 2月10日 CIQ・岸壁受入関係者との情報交換
- 2月10日 新型コロナウイルス対応を想定した高知新港岸壁受入フローを作成
- 2月12日～ 対応機器（サーモグラフィ、ゴーグル、体温計、マスク）納品済み、消毒液を手配中

(2) クルーズ船寄港の状況

- 2月17日 3/27(金)に寄港予定のダイヤモンド・プリンセスはキャンセル

～2月26日 中国回避による緊急寄港問合せ数：8回→8回とも寄港しないと
の連絡あり

3月13日時点 令和2年度予約（確定45回→26回）

(3) 港湾物流

3月5日 高知新港を利用しコンテナにて輸出入している企業に影響調査を実施
～3月10日

2 その他の施設

(1) 公園・下水道

2月 3日 国通知に基づき、来訪者に対する注意喚起や不測の事態の場合の報告について、高須浄化センターや公園指定管理者に周知を行い、啓発ポスターの掲示を行うとともに市町村にも周知

3月 1日～ のいち動物公園内の屋内施設（ジャングルミュージアム及び動物科学館2階）を閉鎖

3月 4日～ 春野総合運動公園と土佐西南大規模公園（大方地区）のトレーニング室を閉鎖

(2) 道路

2月 3日 国通知に基づき、道の駅を訪れる訪日外国人旅行者に対して、日本政府観光局（JNTO）が新型コロナウイルスに関するコールセンターを設置の旨の案内チラシ（英語、中国語、韓国語表記）の掲示・配布を県内の「道の駅」24箇所に依頼

(3) 河川

2月12日 国通知に基づき、ダムに従事する職員が感染し、ダム管理に支障が生じないように感染対策の徹底等を指示

(4) 海岸

1月23日 国通知に基づき、訪日外国人旅行者に対して、日本政府観光局（JNTO）が新型コロナウイルスに関するコールセンターを設置の旨の案内チラシ（英語、中国語、韓国語表記）を海岸緑地公園など13箇所に掲示済

(5) 住宅

2月27日 国通知に基づき、県営住宅の掲示板に感染症予防のポスターを掲示するよう、住宅供給公社に指示。

2月27日 国通知に基づき、所管するサービス付き高齢者向け住宅登録事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対策を周知。

3月12日 国の通知に基づき、市町村、居住支援関係団体に対して、新型コロナウイルス感染防止等に関連し住まいに困窮する方への支援について

周知。

3月26日 国通知に基づき、市町村に対して、新型コロナウイルスに関連した公営住宅家賃滞納者等への対応について周知

(6) 建設業における対応

2月26日～ 国通知に基づき、建設業界に対して、感染拡大防止に向けた対応を周知。各部局及び市町村にも通知。出先事務所に指示。

①感染拡大防止のため工事現場を閉鎖する場合は「受注者の責によらない事由によるもの」として取り扱う。

②子どもの発熱や子どもが通う学校等の休校等に伴い、建設工事等の従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、建設工事等の一時中止等を行う場合も「受注者の責によらない事由によるもの」として取り扱う。

③学校の臨時休業等に伴う育児のため技術者等が確保できないといった事情により現場の施工を継続することが困難と認められる場合は、対応の緩和を認める。

3月3日 国通知に基づき、土木部発注工事・委託業務にかかる検査、打ち合わせ等のWeb化や最小人数での対応などを土木部各課・出先機関に指示。各部局及び市町村にも参考送付。

(7) その他

2月27日 建築士の定期講習を受講できなかった場合における柔軟な対応

【今後の対応】

最新の情報収集・国等関係機関との連携

会計管理部

【対策の状況】

1月29日 「企画会議」での伝達内容を局内情報共有するとともに職員に注意喚起を行った。

2月28日 幡多事務所管内の会計担当職員を対象とした「会計年度任用職員システム操作説明会（参加者数32名・事務局2名）」の開催にあたって、消毒液の設置・参加者等のマスク着用・体調不良の職員の出席自粛の対応と注意喚起を行った。

3月3日 全庁の会計担当職員を対象とした「会計年度任用職員システム操作説明会（参加予定者226名・事務局4名）」の開催を中止。

3月16日 「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う緊急の物品調達について」緊急に物品の調達が必要となった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項により随意契約を行うことができることを各所属に通知

【今後の対応】

- ・ 関連情報について、適宜、局内情報共有と職員への注意喚起を行う

公営企業部

【対策の状況】

- 1月24日 厚生労働省及び国立感染症研究所ホームページ、健康政策部から情報収集するとともに、両県立病院に対応の徹底を指示
両県立病院において、対応マニュアル、準備物品、患者動線等を確認し、職員に周知する等、院内感染対策を実施するとともに、患者の受入体制を整備
- 1月29日 両県立病院に対応手順やマニュアル等を再度確認するよう指示
- 2月18日 厚生労働省による検査の対象者や留意点の通知（2/17付け）により、相談・受診の目安が変更となったことに伴い、両県立病院に対して院内感染対策や患者の受入体制等を再確認
- 2月25日 政府による新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等を受けて、両県立病院において、院内感染対策や患者の受入体制等を再徹底及び一部見直し
幡多けんみん病院において、3月1日開催予定の「第54回幡多ふれあい医療公開講座」の中止を決定
- 2月28日 政府からの小中学校等の臨時休業の要請を受け、県立病院の医療提供体制を検討
- 3月4日 各市町村の小中学校、県立学校等における一斉臨時休業措置に対して、職員の確保等、県立病院の医療提供体制には当面影響ないことを確認
- 3月5日 受入体制等の強化（総合受付配置の看護師増員）
- 3月6日 幡多けんみん病院において、感染者を受け入れるための病床を3床から7床に拡充
- 3月23日 幡多けんみん病院において、4月12日開催予定の「幡多ふれあい医療公開講座」の中止を決定

【今後の対応】

- ・ 福祉保健所等関係機関と連携しながら、両県立病院において院内感染対策を継続するとともに、引き続き、患者の来院及び受入の際には、各病院の定めるマニュアルに沿って対応するよう徹底

教育部

【対策の状況】

- ・ 令和2年1月23日以降、文部科学省等からの通知を受け、その都度、県立学校長及び市町村（学校組合）教育長、市町村保育所・幼稚園・認定こども園主管課および私立幼稚園・認定こども園、各市町村放課後児童クラブ・放課後子ども教室推進事業所管課等に対し、新型コロナウイルスに関する最新の情報提供に加え、中国から帰国した児童生徒等への対応、新型コロナウイルスに関連した感染症対策、新型コロナウイルス感染

症が発生した場合の対応、学校の臨時休業に関連した子どもの居場所の確保、財政措置に関する情報等について依頼・周知（1/23、1/24、1/27、1/29、1/30、2/4、2/5、2/6、2/12、2/14、2/18、2/19、2/20、2/25、2/26、2/27、2/28、2/29、3/2、3/3、3/4、3/5、3/6、3/9、3/10、3/13、3/16、3/18、3/24）

- ・ 2月20日 各市町村（学校組合）教育委員会等に対し、高知県健康政策部健康対策課ホームページに開設された「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について」を周知
- ・ 2月25日 発熱等の風邪の症状がみられる場合には無理をせず自宅で休養するよう指導するなどの新型コロナウイルスへの未然防止対応に加え、卒業式・入学式等の儀式的行事や入学者選抜における留意事項等について、県立学校長及び各市町村（学校組合）教育長等関係機関に依頼・周知
- ・ 2月28日 2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部における小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全国一斉の臨時休業の要請及び2月28日付け文部科学省通知を受け、次のとおり依頼・周知
 - ◇3月4日からの一斉臨時休業について、各県立学校長に対し通知するとともに、各市町村（学校組合）教育長に対し依頼
 - ◇学校の臨時休業に関連して、感染の予防に留意した上で、放課後児童クラブ等を原則開所することについて、各市町村所管課長に対し依頼
 - ◇学校の臨時休業に関連して、感染の予防に留意した上で、保育所等を原則開所することについて、各市町村保育所管課長等に対し依頼
 - ◇令和2年度高知県公立高等学校入学者選抜について、
 - ・ 感染予防措置を講じたうえで予定どおり実施すること
 - ・ 新型コロナウイルスへの感染等により受検できない場合の対応等を、県立高等学校長及び各市町村（学校組合）教育長に対し周知
 - ◇各市町村（学校組合）教育長等に対し、
 - ・ 県教育委員会所管の社会教育施設におけるイベント・講座等の中止、延期、規模縮小等の対応を行うことを周知
 - ・ 市町村（学校組合）教育委員会においても必要な措置を講じるよう依頼
- ・ 2月28日 各県立学校長に令和2年3月4日（水）から3月19日（木）までの間、県立学校体育施設の開放中止を要請。各市町村教育長に施設の各利用団体等への周知を依頼
- ・ 2月28日 感染症の拡大防止のため、県教育委員会所管の社会教育施設について、令和2年3月4日（水）から3月15日（日）まで臨時休館等とすることを決定
 - （青少年教育施設（青少年センター（分館の芸西天文学習館含む）、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザの6施設）、オーテピア高知図書館、埋蔵文化財センター）
- ・ 2月28日 高知県教育委員会発注建設工事等の受注者に対し、感染症の拡大防止のため工事現場を閉所する場合等は、受注者の責によらない事由による一

時中止措置等を講じることを周知（ホームページ公開）

- ・ 2月29日 ◇県教育委員会所管の社会教育施設の臨時休館等を踏まえ、市町村立の社会教育施設についても必要な措置を講じるよう、各市町村教育長に依頼
 - ◇県内での新型コロナウイルス感染者確認を受け、各県立学校長に対し、以下のとおり依頼
 - ・ 3月4日からの臨時休業前に下校時間を早めること
 - ・ 卒業式における参加人数の制限や時間短縮
 - ・ 多くの児童生徒等が同じ場所に集まる行事の時間短縮等
 - ・ 臨時休業期間中の手洗い等の感染症対策及び不要不急の外出を避けるよう児童生徒に指導
 - ◇各市町村（学校組合）教育長にも同通知を参考送付するとともに、自宅で過ごすことが難しい児童生徒を個別に学校で預かる場合の一人当たりのスペースの確保や、原則として当該児童生徒の学級担任が担当するなどの対応を例示
- ・ 3月3日 3月2日付け国の「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」を受け、各市町村（学校組合）教育長及び各県立特別支援学校長に対し、学校の教室等の活用や、人的体制の確保など子どもの居場所の確保を図るための取組方策等を周知
- ・ 3月3日 高知県教育委員会発注建設工事等の受注者に対し、感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止措置等の解釈に、建設工事等の従事者が休校に伴い子どもの面倒を見る必要が生じた場合を追加（ホームページ公開）
- ・ 3月4日 ◇県立特別支援学校及び寄宿舎で受け入れることがやむを得ないと学校長が判断した児童生徒等の食費や通学費等に係る就学奨励費の取扱いについて、各県立特別支援学校長に対し周知
 - ◇新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、高知公園「天守、懐徳館、東多聞、廊下門」について、令和2年3月6日（金）から3月19日（木）まで臨時休館とすることを決定
- ・ 3月5日 県内の児童に感染が確認されたことを受け、各市町村（学校組合）教育長及び各県立学校長に対し、臨時休業期間中の児童生徒の状況把握や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等による適切な支援の実施を依頼
- ・ 3月6日 新型コロナウイルスの感染が確認された児童が通学する学校に、スクールカウンセラー及び教職員による児童の心のサポート体制を整備
- ・ 3月12日 感染症の拡大防止のため、オーテピア高知図書館及び県立青少年教育施設の臨時休館期間を3月24日まで延長することを決定
- ・ 3月12日 3月11日付け国の「社会教育施設において行われるイベント・講座等の開催に関する考え方について（令和2年3月11日時点）」を受け、市町村立の社会教育施設についても必要な措置を講じるよう、各市町村教育長に依頼

- ・ 3月13日 埋蔵文化財センターの臨時休館期間を3月19日まで延長することを決定
- ・ 3月13日 高知県教育委員会発注建設工事等の受注者に対し、感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止措置を実施している場合の期間の延長等について周知（ホームページ公開）
- ・ 3月17日 ◇3月17日付け国の「新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について」を受け、各県立学校長に対し、以下のとおり依頼
 - ・ 春季休業期間中は児童生徒が有意義に時間を活用できるようにすること
 - ・ 部活動は、引き続き当面の間は禁止すること
 - ・ 児童生徒の一斉補習等は、引き続き当面の間は禁止すること
 - ・ 公立高等学校入学者選抜や合格者登校日の感染防止の徹底
 - ・ 新年度の始業式や入学式は、例年通りの実施を念頭に準備すること
 ◇各市町村（学校組合）教育長にも同通知を参考送付し、春季休業期間中の児童生徒の活動及び新年度に向けた準備等について指導を依頼
- ・ 3月18日 埋蔵文化財センター及び高知公園「天守、懐徳館、東多聞、廊下門」について、3月20日から開館することを決定
- ・ 3月19日 オーテピア高知図書館の臨時休館期間を終了し、3月25日から再開館することを決定（一部利用制限あり）
- ・ 3月24日 ◇3月24日付け国の「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について（通知）」を受け、各県立学校長に対し、以下のとおり依頼
 - ・ 様々な感染防止対策を行ったうえで3月28日（土）以降、部活動及び補習について、各学校の状況を踏まえて再開できること
 - ・ 部活動等への参加については、生徒・保護者の意思を尊重すること
 - ・ 部活動を実施する場合は、体調管理の実施、県外への遠征禁止、生徒同士が接触する格闘技の禁止、などの事項を遵守すること
 - ・ 各学校の教職員、生徒等に感染が確認された場合は直ちに部活動等を中止すること
 - ・ 今後、状況が変化した場合は、再度活動を中止する場合があること
 ◇各市町村（学校組合）教育長にも同通知を参考送付し、部活動等の再開について、適切な対応を依頼
- ・ 3月24日 県立青少年教育施設の臨時休館期間を延長することを決定
- ・ 3月24日 高知県教育委員会発注建設工事等の受注者に対し、感染拡大防止に向けた取組状況等を個別に確認し、必要な場合は建設工事等の一時中止や設計図書等の変更を行うことなど今後の対応について周知（ホームページ公開）
- ・ 3月25日 県立青少年教育施設の臨時休館期間を終了し、3月26日から再開館することを決定（一部利用制限あり）

【今後の対応】

- ・ 小学校の臨時休業に伴う子どもの居場所確保のため、感染予防に十分留意したうえで、市町村が放課後子ども教室を実施する場合に追加的に必要となる費用の支援を実施（予定）
- ・ 市町村が幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）へ配布する保健衛生用品（子ども用マスク、消毒液等）を一括購入する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等（空気清浄機等）の購入に要する経費等に対する補助を実施予定
※保育所等にかかる同様の経費に対しては、国から市町村に直接補助
- ・ 4月初旬に中国系企業から高知県に1万枚寄附されるマスクを全県立高校及び特別支援学校に配分し、生徒や教員の感染予防対策に活用する予定
- ・ 引き続き、文部科学省等からの情報収集を行うとともに、新型コロナウイルスへの適切な対応等について随時関係機関へ依頼・周知

公安部

【対策の状況】

- 1月31日 ・ 県警本部災害対策課に災害対策課長を長とする「新型コロナウイルス報連絡室」を設置し、各署に対し、日常勤務を通じた関係情報を入手した際の速報を指示
- 1月31日 ・ 健康管理を担当している厚生課から、職員に対し事務連絡を發出し、手洗いやうがい、予防マスクの着用等について注意喚起
- 2月 5日 ・ 県警のツイッターに「新型コロナウイルスに乗じたフィッシングメールに注意！」と題した記事を掲載し県民に注意喚起
- 2月17日 ・ 県下12警察署に手指消毒剤及び詰め替え用ボトルを配布
- 2月27日 ・ 3月8日開催予定の安芸警察署及び須崎警察署における就職説明会を中止
- 2月28日 ・ 県警本部厚生課から全職員に対し、「新型コロナウイルス予防（厚生労働省発出）」及び献杯・返杯の自粛（高知県発出）を周知
- 2月29日 ・ 県警本部厚生課が職員及び職員家族向けに、感染拡大防止のためのマスク着用や手洗い、うがいの励行等について再度注意喚起
- 3月 2日 ・ 「新型コロナウイルス情報連絡室」を本部長を長とする「新型コロナウイルス対策本部」に改組
・ 全所属に対し、イベント中止、延期を指示するとともに、関係団体に対し担当課を通じて感染症対策資料（県健康政策部発出）を配布するなどして注意喚起
・ 3月18日～19日開催予定のインターンシップ（警察学校への体験入校）を中止
・ 3月20日開催予定の中村警察署及び窪川警察署における就職説明会を中止
- 3月 6日 ・ 県警のツイッターに「新型コロナウイルスに関連した犯罪にご注意ください」と題した記事を掲載し、新型コロナウイルス感染症対策に乗じた架空請求詐欺等について県民に注意喚起

- 3月11日 ・3月11日 ・運転免許更新手続等における新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月13日から同年3月31日までに運転免許証の有効期間の末日を迎える方に対し、運転免許証の裏面備考欄への記載による運転及び更新可能期間の指定措置を実施
- 3月13日 ・銃砲刀剣類の一斉検査実施期間の延長（4月1日から5月8日までの期間を6月30日まで53日間延長）
- 3月13日 ・警察庁ホームページ内の特設ページ「新型コロナウイルス感染症への対応について」について、県警察ホームページにリンクを貼るとともに、ツイッターでも情報を発信
- 3月27日 ・運転免許更新手続等における新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年4月1日から同年4月30日までに運転免許証の有効期間の末日を迎える方に対し、運転免許証の裏面備考欄への記載による運転及び更新可能期間の指定措置を実施

【今後の対応】

- ・関係機関との連携を図りながら、関係情報の収集に努めるとともに、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じた警戒警備を実施するほか、混乱に乗じた各種犯罪抑止に努める方針である。